

(仮称) 国際センター駅北地区複合施設新築工事実施設計技術協力業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要項

第1 一般事項

1 目的

仙台市は、(仮称) 国際センター駅北地区複合施設新築工事（以下「本工事」という。）において、生音を重視したクラシックコンサートやオペラなど文化芸術の総合拠点となる音楽ホールと災害文化創造拠点となる中心部震災メモリアル拠点の複合施設の整備を進めている。

本工事においては、工事施工者の持つ技術力を実施設計段階から積極的に取り入れ、設計の深化、施工の合理化、品質の向上、コストの低減、工期の短縮等を目的として、設計段階から施工者が関与するE C I方式※を採用するため、「(仮称) 国際センター駅北地区複合施設新築工事実施設計技術協力業務委託に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）」を実施する。

※本書と「関係書類一覧表」に記載の文書を含め実施要項とする。

※本工事を含め、別途発注する電気設備工事、空調設備工事、給排水衛生設備工事、舞台機構設備工事についても、それぞれE C I方式による公募型プロポーザル（以下「分離E C I方式プロポーザル」という。）を本工事と同様のスケジュールにより実施する。

2 用語等の定義

(1) 工事施工予定者（技術協力者）

工事施工予定者（技術協力者）とは、発注者と技術協力業務委託契約を締結した者を指し、前記「1 目的」を果たすために実施設計において、発注者及び設計者と協働し、高度な技術提案及びバリューエンジニアリング（「品質を下げないでコストを低減させる」、「コストを上げないで品質を向上させる」）等による提案（以下「減額提案」という。）の技術的課題、経済的課題を検討するため、発注者及び設計者へ技術協力業務を実施する者をいう。また、実施設計後は見積合せを行い、発注者の決定する予定価格の範囲内であった場合、工事請負契約を締結する予定の者をいう。

(2) 審査委員会

本プロポーザルの審査委員会をいう。本プロポーザルにおいて、優先交渉権者の選定を公平かつ公正に進めるため、学識経験者を含む委員で構成する。

(3) 三者協議会

三者協議会とは、発注者、設計者、工事施工予定者（技術協力者）の三者により組織されるもので、本プロポーザル、実施設計時に工事施工予定者（技術協力者）等から提案され、発注者により採用された高度な技術提案、減額提案、施工実施方針等を実施設計に反映させる組織をいう。

(4) CM r（コンストラクションマネージャー）

実施設計段階及び工事施工段階において、仙台市を支援する者をいい、仙台市が必要と認める場合には、三者協議会等関係打合せに参画し、仙台市の立場から調整を行う。

3 工事施工予定者（技術協力者）選定の概要

（１） 選定方式

企業の高度な技術を設計に反映させるため、企業や技術者の実績、技術提案や減額提案等の内容（以下「技術提案等」という。）、提案価格等を総合的に評価し、優先交渉権者（技術協力業務の委託契約締結後、優先交渉権者は「工事施工予定者（技術協力者）」となる。）を選定する公募型プロポーザル方式とする。

（２） 審査方法

発注者は、発注者が定める参加要件を満たす者から技術提案等を受け、評価点が最も高いものを優先交渉権者として選定する。選定にあたっては、審査委員会にて審査を行う。

（３） 審査委員会は、委員長及び委員（以下「審査委員」という。）により構成する。

審査委員会は会議の公平性の確保及び円滑な運営のため非公開とする。

区分	氏名	所属
委員長	浦江 真人	東洋大学 理工学部 教授
委員	五十子 幸樹	京都大学大学院 工学研究科 教授
委員	上野 佳奈子	明治大学 理工学部 教授
委員	後藤 伴延	東北大学大学院 工学研究科 准教授
委員	猪狩 健一郎	仙台市財政局次長
委員	平嶋 教義	仙台市文化観光局理事兼次長
委員	河西 義人	仙台市都市整備局次長

（４） 審査の公表

審査の結果は、参加者全員に通知するとともにホームページに公表する。

4 技術協力業務委託の概要

工事施工予定者（技術協力者）となった者は、三者協議会に出席し、技術提案等を実施設計に反映させるため、以下の業務委託を実施する。

（１） 業務委託名称

（仮称）国際センター駅北地区複合施設新築工事实施設計技術協力業務委託

（２） 契約金額上限額

48,842,200円（消費税及び地方消費税を含む）

（３） 履行期間

契約締結日の翌日から令和10年3月31日までとする。

（４） 業務委託内容

「実施設計技術協力業務委託特記仕様書（別紙1-1）」による。

※実施設計の進捗状況を踏まえ、別途音響模型製作を依頼する予定。

（５） 業務委託料の支払い条件

- 年度ごとに支払い予定。

- ・ 詳細については業務委託契約締結時に協議とする。

5 工事の概要

(1) 規模、内容

- ① 主要用途 劇場を主用途とする複合施設
- ② 工事種別 新築工事
- ③ 構造 R C 造・S 造
- ④ 規模 建築面積 約10,600㎡
延床面積 約28,900㎡
- ⑤ 対象工事 建築工事 1 式、外構工事 1 式 (土壌汚染対策工事を含む)
- ⑥ 工期 技術協力業務において決定する。なお、提案工期は、「第5 2 技術提案書の作成 (2) 提案工期」に示す条件によるものとする。

(2) 敷地の概要

- ① 工事場所 仙台市青葉区青葉山2番1、2番4、2番5 (地番)
- ② 敷地面積 18,819.07㎡
- ③ 敷地要件 用途地域：第二種住居地域、特別用途地区：文教地区

(3) 参考価格 (消費税及び地方消費税を含む)

37,410,000,000円 (令和8年3月時点)

※外構工事費及び土壌汚染対策費を含む。

(4) 工事請負金額の支払条件

- ・ 出来高予定額に応じて、年度ごとに支払い予定。
- ・ 詳細については工事請負契約締結時に協議とする。

6 設計業務等の関係者

設計段階における主な関係者は以下のとおりである。

(1) 複合施設整備アドバイザー

本江正茂 (東北大学大学院工学研究科都市・建築学専攻准教授)

本杉省三 (日本大学名誉教授) (敬称略、五十音順)

(2) 音響コンサルタント 株式会社永田音響設計

(3) 設計者 株式会社藤本壮介建築設計事務所

(4) C M r 株式会社三菱地所設計

7 事務局

仙台市 文化観光局 青葉山エリア複合施設整備室

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

T E L : 022-214-1235 F A X : 022-213-3225

電子メールアドレス: bun008830@city.sendai.jp

8 工事請負契約までの過程

- (1) 発注者及び優先交渉権者は、参考価格の金額を基に協議して工事費の協議基準額を定める。
- (2) 発注者及び優先交渉権者は「（仮称）国際センター駅北地区複合施設新築工事実施設計技術協力業務」（以下「技術協力業務」という。）に係る委託契約について協議を行う。協議が整った後、優先交渉権者は「工事施工予定者（技術協力者）」となる。発注者及び工事施工予定者（技術協力者）は「実施設計技術協力業務委託特記仕様書（別紙1-1）」に基づき、技術協力業務の委託契約を締結する。契約については「技術協力業務委託契約書・技術協力業務委託契約約款（別紙1-2）」を参照すること。
- (3) 発注者及び工事施工予定者（技術協力者）は、委託契約にあわせて「基本協定書（別紙2）」を締結する。
- (4) 発注者、設計者、工事施工予定者（技術協力者）は、委託契約にあわせて本プロポーザル時に工事施工予定者（技術協力者）から提案された技術提案等、実施設計段階で設計者又は工事施工予定者（技術協力者）から提案された内容等の採否を検討し、実施設計に反映させていくため、「三者協定書（別紙3-1）」を締結し、同協定書に規定される三者協議会を組織する。なお、発注者が必要と認める場合は、CMrを三者協議会に参画させる。
- (5) 発注者は、実施設計完了後に本要項に規定する工事施工予定者（技術協力者）と見積合せを行い、その金額が原則、発注者が別に定める予定価格の範囲内であった場合は、工事請負契約の相手方として、工事期間等の契約条件を確認の上、これが整った場合に限り、工事請負契約を締結する。契約については「工事請負契約書・仙台市工事請負契約約款（別紙4）」を参照すること。工事請負契約は、仙台市の契約に関する規定に基づき契約するものとする。
- (6) 優先交渉権者がその決定後、技術協力業務の契約締結までに「第10 参加資格要件」の要件を満たさなくなった場合は、優先交渉権を失い、技術協力業務の契約は締結しないものとする。
- (7) 工事施工予定者（技術協力者）が、技術協力業務締結後に、会社更生法又は民事再生法に基づく申立てがなされる等、発注者が工事施工予定者（技術協力者）との工事の契約について締結の見込みがないと判断した場合は、発注者は技術協力業務の契約を解除することができる。また、契約を解除した場合は、締結された基本協定書及び三者協定書はその効力を失うものとする。
- (8) 発注者は、優先交渉権者と技術協力業務の委託契約を締結できない場合は、優先交渉権者を除く本プロポーザルに参加した者のうち審査結果の順位が上位であった者から順（以下「次点者等」という。）に、受注の意向を確認した上で協議を行い、新たな優先交渉権者として（1）～（3）の手続きを行う。
- (9) 工事施工予定者（技術協力者）と工事請負契約を締結できない場合、次点者等から順に、受注の意向を確認したうえで協議を行い、技術協力業務の委託契約を締結する。その後、技術協力業務の委託契約者と価格等の協議が成立した場合に工事請負契約を締結する。なお、優先交渉権者及び新たな優先交渉権者は、交渉等において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに第三者に漏らしてはならない。
- (10) 工事施工予定者（技術協力者）は、技術協力業務の中で、工事施工予定者（技術協力者）の所有する特許技術を使用した提案が採用された場合、速やかに設計者と協議の上、再委託契約を結び、「その他の設計者」として提案を反映すべく設計協力を行う。また、特許工法採用に起因し、何らかの損害賠償責任が発生した場合は、その責は提案を行った工事施工予定者（技術協力者）が負う。

9 実施スケジュール及び書類の提出方法

(1) 実施スケジュールは、次表のとおりとする。

No.	実施内容	実施期間
1	本プロポーザルの公告 (ホームページに掲載)	令和8年 7月31日(金)
2	借用書及び秘密保持誓約書の提出 (電子メールで提出)	令和8年 7月31日(金) から 令和8年 8月 7日(金) 15時まで
3	貸与資料の貸与 (2を提出後、事務局にて貸与)	令和8年 7月31日(金) から 令和8年 11月13日(金) まで
4	参加申請書等及び施工実績調書等に関する質問の提出 (電子メールで提出)	令和8年 7月31日(金) から 令和8年 8月 7日(金) まで
5	参加申請書等及び施工実績調書等に関する質問への回答 (ホームページに掲載)	令和8年 8月21日(金)
6	参加申請書等及び施工実績調書等の提出 (電子メールで提出)	令和8年 7月31日(金) 公告後 令和8年 8月28日(金) 15時まで
7	参加資格確認結果通知 (電子メールで送付)	令和8年 9月11日(金)
8	技術提案書及び提案価格に関する質問の提出 (電子メールで提出)	令和8年 8月27日(木) から 令和8年 9月 3日(木) まで
9	技術提案書及び提案価格に関する質問への回答 (電子メールで分離ECI方式プロポーザルの回答を含 めて送付)	令和8年 9月18日(金)
10	技術提案書及び提案価格の提出 (郵送で提出、貸与資料の返却含む)	令和8年 11月13日(金) 12時まで
11	プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年 11月26日(木)
12	最終審査結果通知及び公表 (電子メール及びホームページで公表)	令和8年 11月30日(月)(予定)
13	契約等の締結及び審査結果の公表	令和9年 1月(予定)

(2) 「第5 1 (2) 提出書類」に記載の提出物は郵便による提出とし、提出方法は次のとおりとする。

- ① 提出書類を配達証明付き書留郵便で、仙台市長あてに郵送する。
- ② 提出書類は、封筒に入れ封かんし、封筒の表面に業務名称、提案者名、提案者住所、技術提案書等到達期限を記載するとともに「技術提案書等在中」と記載する。
- ③ 当該郵送用封筒の宛名を「仙台市長（文化観光局青葉山エリア複合施設整備室）」とする。

10 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、「第1 9 実施スケジュール及び書類の提出方法」に記載の参加申請書等の提出時点において次に掲げる要件をすべて満たす者により自主的に結成された特定建設工事共同企業体とする。

各構成員の出資比率は85%～15%とし、代表者の出資比率は55%以上とする。なお、対象工事について一の者が構成員として参加できる共同企業体の数は一とする。

(1) 共通要件

- ① 仙台市契約規則第4条に規定する仙台市一般競争入札参加資格者名簿（鉄骨・鉄筋コンク

リート建築工事)に登載されている者であること。

- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者については、同法に定める手続開始の決定後に、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査による総合評定値を取得していること。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、同法に定める手続開始の決定後に、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査による総合評定値を取得していること。
- ④ 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁。以下「指名停止要綱」という。）第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。

（2） 共同企業体の代表者

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する特定建設業者であること。
- ② 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所登録を受けていること。
- ③ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果の建築一式工事の総合評定値が1,200点以上であること。
- ④ 次のア及びイについて、元請としての施工実績があること。

※平成23年以降に完成したものに限る。実績の対象物件は、発注者の官民を問わないものとする。共同企業体の場合は、出資比率が40%以上のものに限る。なお、ア及びイに同一の施工実績を用いることは可とする。

ア 文化センター、ホール又は劇場(固定席、可動席は問わない)の新築又は改築工事で、延床面積が5,000㎡以上の建築工事

イ 免震構造の新築又は改築工事で、延床面積が 7,500㎡以上の建築工事

- ⑤ 実施設計段階の責任者として、次の要件を満たす技術協力業務責任者を配置できること。
ア、イについては、いずれかの実績があること。

※配置期間は技術協力業務期間とする。契約後において、設計内容の確定状況や協議の結果により技術協力業務期間が変更となる場合には、やむを得ない事由があると発注者が認めたときに限り、実施設計段階の責任者の変更を認めることがある。

※実績の対象物件は発注者の官民を問わないものとする。共同企業体の場合は、出資比率が40%以上のものに限る。また、担当技術者としての実績を用いる場合は、実務経験20年以上の者に限る。

ア 文化センター、ホール又は劇場(固定席、可動席は問わない)の新築又は改築工事で、延床面積が5,000㎡以上の建築工事に、実施設計業務における管理技術者又は主任技術者として従事した経験、若しくは工事施工業務における監理技術者、主任技術者又は担当技術者として従事した経験を有する。

イ 免震構造の新築又は改築工事で、延床面積が 7,500㎡以上の建築工事に、実施設計業務における管理技術者又は主任技術者として従事した経験、若しくは工事施工業務における監理技術者、主任技術者又は担当技術者として従事した経験を有する。

ウ 1級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有し（外国建設業者にあっては、これと同等以上の能力を有する者と国土交通大臣が認定した者を含む。）、建築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了している。

エ 参加者と3ヶ月以上直接雇用関係にある。

- ⑥ 建設工事を契約した場合、工事施工段階の責任者として、次の要件を満たす監理技術者を配置できること。

ア、イについては、いずれかの実績があること。

※工期は技術協力業務において決定する予定であり、本プロポーザル時点では確定していないため、工期確定後、配置予定技術者の配置期間については協議により決定するものとする。なお、配置予定技術者の評価に当たっては、本工事の工期が未確定であること及び配置予定技術者が現在又は将来従事する他工事の工期変更等の事情を考慮するものとする。ただし、配置予定技術者については、原則として工事期間の大部分にわたり継続的な配置が可能な者を提案すること。

※配置期間は建設工事の契約日から建設工事が完了するまでの期間とする。契約後において、設計内容の確定状況や協議の結果により工期が変更となる場合には、やむを得ない事由があると発注者が認めたときに限り、工事施工段階の責任者の変更を認めることがある。

※実績の対象物件は発注者の官民を問わないものとする。共同企業体の場合は、出資比率が40%以上のものに限る。また、担当技術者としての実績を用いる場合は、実務経験20年以上の者に限る。

ア 文化センター、ホール又は劇場(固定席、可動席は問わない。)の新築又は改築工事で、延床面積が5,000㎡以上の建築工事に、工事施工業務における監理技術者、主任技術者又は担当技術者として従事した経験を有する。

イ 免震構造の新築又は改築工事で、延床面積が7,500㎡以上の建築工事に、工事施工業務における監理技術者、主任技術者又は担当技術者として従事した経験を有する。

ウ 1級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有し(外国建設業者にあっては、これと同等以上の能力を有する者と国土交通大臣が認定した者を含む。)、建築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了している。

エ 参加者と3ヶ月以上直接雇用関係にある。

⑦ 実施設計段階の責任者と工事施工段階の責任者は兼任することができる。

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員

① 建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する特定建設業者であること。

② 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果の建築一式工事の総合評定値が850点以上であること。

11 本プロポーザル参加の留意事項

(1) 費用負担

本プロポーザルへの提出書類の作成及び提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に係る全ての費用は参加者の負担とする。

(2) 使用する言語、通貨及び単位

使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

(3) 実施要項の変更

本プロポーザルに関する事項(参考価格、スケジュール等)について変更が生じた場合は、ホームページに掲載するとともに、既に参加申請等があった者に通知する。

第2 貸与資料

本プロポーザルへの参加を検討する者のうち、借用書（様式1）及び秘密保持に関する誓約書（様式2）を提出した者に対し、貸与資料一式をDVD-Rにて貸与する。

- (1) 貸与日は「第1 9 実施スケジュール及び書類の提出方法」に記載のとおりとする。
- (2) 貸与場所は「第1 7 事務局」とする。
- (3) 貸与したDVD-Rは、技術提案書等提出時に返却すること。なお、参加申請を行わず、技術提案書等を提出しない場合は、「第1 9 実施スケジュール及び書類の提出方法」に定める参加申請書の提出期限までに返却すること。

第3 参加申請

1 参加資格確認

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認に係る提出書類を作成し、「第1 9 実施スケジュール及び書類の提出方法」に該当する期限までに提出すること。なお、提出する施工実績調書等については、「第1 10 参加資格要件」を満たしていることの確認に併せて、「実績の評価項目及び配点表（別紙5）」に定める評価対象の施工実績についても確認を行うものとする。

(1) 提出書類及び留意事項

- ・ 参加申請書等（参加申請に係る提出書類）は以下のとおりとする。
（共同企業体の代表者以外の必要書類は②④）

① 参加資格要件チェックリスト（様式3）

様式の確認欄にチェックを行い、下記、確認書類とともに提出すること。

- ② 建築工事業の特定建設業の許可証の写し
- ③ 建築士事務所登録の写し
- ④ 最新の経営事項審査結果通知の写し
- ⑤ 参加申請書（様式4-1）
- ⑥ 共同企業体に係る参加資格審査申請書（様式4-2）
- ⑦ 委任状（様式4-3）
- ⑧ 建設工事共同企業体協定書（様式4-4）

- ・ 施工実績調書等（実績評価に係る提出書類）は以下のとおりとする。

⑨ 共同企業体の代表者の施工実績に関する調書（様式5）

ア 「第1 10 参加資格要件」を満たす実績を記載すること。

イ 施工実績調書に記載された工事の契約書の写し又はCORINS登録情報等の写しを添付すること。

ウ 施工実績を確認できる書類（図面、仕様書、施工したことを証明する書類等）の写しを添付すること。

なお、ECI方式における技術協力業務実績については参加資格要件ではないが、「実績の評価項目及び配点表（別紙5）」に定める評価項目として記載する場合は、用途不問のECI方式で、共同企業体の代表者として技術協力業務を行った実績とすること。

⑩ 配置予定の技術者に関する調書（実施設計段階の責任者の実績）（様式6-1）

ア 技術協力業務を契約締結した場合の技術協力業務責任者を記載すること。

イ 「第1 10 参加資格要件」を満たす実績を記載すること。

ウ 記載した資格を証明する書類の写し、雇用関係を確認できる書類の写し、実績の内容を証明する書類を添付すること。なお、監理技術者資格者証の写しは、監理技術者講

習の修了履歴が確認できる表裏両面を添付すること。雇用関係を確認できる書類とは、応募者との直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できるものとし、その種類は問わない。実績の内容を証明する書類は、実施設計業務において管理技術者又は主任技術者として従事した経験を確認できるものとし、その形式は問わない。また、提出書類に個人番号、被保険者等記号・番号その他本業務の履行確認に不要な個人情報が含まれる場合は、当該箇所を黒塗り等により判読できない状態として提出すること。

エ 実施設計段階の責任者の変更が生じた場合は、発注者と協議のうえ、十分な引継ぎ期間を設け、当初予定者と同等以上の資格及び施工実績等を有すると発注者が認める者とする。

⑪ 配置予定の技術者に関する調書（工事施工段階の責任者の実績）（様式6-2）

ア 工事を契約締結した場合の監理技術者を記入すること。

イ 「第1 10 参加資格要件」を満たす実績を記載すること。

ウ 記載した資格を証明する書類の写し、雇用関係を確認できる書類の写し、実績の内容を証明する書類を添付すること。なお、監理技術者資格者証の写しは、監理技術者講習の修了履歴が確認できる表裏両面を添付すること。雇用関係を確認できる書類とは、応募者との直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できるものとし、その種類は問わない。実績の内容を証明する書類は、施工業務において監理技術者、主任技術者若しくは担当技術者として従事した経験を確認できるものとし、その形式は問わない。また、提出書類に個人番号、被保険者等記号・番号その他本業務の履行確認に不要な個人情報が含まれる場合は、当該箇所を黒塗り等により判読できない状態として提出すること。

エ 工事施工段階の責任者の変更が生じた場合は、発注者と協議のうえ、十分な引継ぎ期間を設け、当初予定者と同等以上の資格及び施工実績等を有すると発注者が認める者とする。

オ 兼務等の状況を確認できる書類（経営事項審査時に許可行政庁に提出した技術職員名簿、他工事に従事している場合は、従事中の工事一覧又はCORINS登録情報等）の写しを添付すること。

（2）様式の作成方法

各様式については、様式ごとに提示している事項に準じたうえで、必要に応じて記入枠の調整、罫線、段組等を編集して作成すること。また、各様式において記載事項が不足している場合等には、適宜、当該様式に記載事項を追加すること。

（3）提出方法

（1）に記載の様式に記入のうえ、書類の提出は電子メールにて事務局に提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

2 参加資格確認結果通知

参加資格確認の結果は、「第1 9 実施スケジュール及び書類の提出方法」の期限までに参加資格確認結果通知書により、参加申請書を提出した者へ電子メールで通知する。

3 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、発注者に対して参加資格がないと認めた理由について書面により、次に従い説明を求めることができる。

（1）提出期限

参加資格がないと認められた者は、確認結果の通知の翌日から起算して2日（土曜日、日曜

日及び祝日を除く）以内に、書面（任意様式）により発注者に対し説明を求めることができる。

（２） 回答期限

上記（１）による請求がなされたときは、理由説明請求に対する回答書により速やかに回答する。

（３） その他

上記（１）による書面は、事務局まで持参又は郵送とする。

第４ 質疑応答

参加申請に関する質問及び技術提案書等に関する質問を下記要領にて実施する。

１ 提出期限

「第１ ９ 実施スケジュール及び書類の提出方法」の各該当する期限までに、電子メールにて事務局に送付すること。

２ 提出方法

参加申請に関する質問は「質疑応答書（参加申請書等、施工実績調書等に関する質問）」（様式７）、技術提案書等に関する質問は「質疑応答書（技術提案書、提案価格に関する質問）」（様式８）に記載の上、事務局に指定様式で送信すること。電子メールの件名は、参加申請に関する質問は「（会社名）（仮称）国際センター駅北地区複合施設新築工事実施設計技術協力業務に係る公募型プロポーザル（参加申請に関する質問書）」とし、技術提案書等に関する質問は「（会社名）（仮称）国際センター駅北地区複合施設新築工事実施設計技術協力業務委託に係る公募型プロポーザル（技術提案書等に関する質問書）」とすること。また、電子メール送信後、確認のために事務局へ電話連絡すること。

３ 質問に対する回答

- （１） 参加申請に関する質問に対する回答は、「第１ ９ 実施スケジュール及び書類の提出方法」に定める期限までに、市ホームページに掲載する。
- （２） 技術提案等に関する質問に対する回答は、本プロポーザル及び分離ＥＣＩ方式プロポーザルに係るものを取りまとめのうえ、「第１ ９ 実施スケジュール及び書類の提出方法」に定める期限までに、参加申請書を提出した者に電子メールにより通知する。

４ その他

提案内容の適否や設計内容に関する意見については質疑応答の対象としない。なお、質問内容に企業名その他提案者が特定される情報を記載してはならない。また、各参加者の質問は１回限りとし、追加の質問は認めない。

第５ 技術提案書の提出

１ 技術提案書の目的、提出期間、提出書類、提出方法、提出部数

技術提案等については、実施設計段階から工事施工段階を想定し、設計の深化と施工の合理化を図ることにより、より高品質で持続可能な施設の整備を実現することを目的とした提案を行うこと。

（１） 提出期間

「第19 実施スケジュール及び書類の提出方法」の期限までに提出すること。

(2) 提出書類

技術提案書の審査に係る提出書類は以下のとおりとする。

① 技術提案書(表紙) (様式9)

② 技術提案書

ア 実施設計段階及び工事施工段階における実施方針に関する提案(様式10-1 A3判:計2枚)

イ 提案工期、工期短縮提案(様式10-2 A3判:計1枚)

・ 工期短縮に関する提案がない場合には提案工期のみとする。

ウ 減額提案

・ 減額提案総括表(様式10-3 A4判:任意枚数)

・ 減額提案書(様式10-4 A4判:該当する減額提案に応じた枚数)

エ 仙台市内事業者の活用に関する提案(様式10-5 A3判:計1枚)

(3) 書類の提出方法と提出部数

上記(2)①、②ア～エの順に1部ずつまとめ、計12部を提出すること。

(4) 電子媒体の提出方法と提出部数

上記(2)①、②を記録したDVD-R(1枚)

※エクセル形式(計算式入り)又はワード形式及びPDF形式にて保存すること。

※**第6 提案価格(概算工事費見積書及び概算工事費見積内訳書)の提出** 1(2)の提出書類と同じDVD-Rに保存して提出すること。

(5) その他

優先交渉権者に選定された場合、技術協力業務委託契約締結までに技術提案書の概要版(公表用資料、任意書式 A3判:計1枚)を提出すること。

2 技術提案書の作成

技術提案書については「貸与資料リスト(別紙7)」の資料に基づき、それぞれ以下(1)～(4)のテーマについて作成すること。

(1) 実施設計段階及び工事施工段階における実施方針

実施設計段階において実施、実現できる効果的で具体的な取り組みを提案すること。

以下、①～⑧のテーマについて提案すること。

① 実施設計段階及び工事施工段階の実施体制

② 地下鉄の振動に対する防振性能の検証方法

③ 敷地条件(硬質地盤、高い地下水位、汚染土処分等)を踏まえた施工計画

④ 外装及び防水工事の品質を確保する方法

⑤ 音響性能の品質を施工面で確保する方法

⑥ 別途発注される工事の関係者と円滑に業務を実施する方法

⑦ コストの増加抑制及び管理方法

⑧ ランニングコスト及びメンテナンスコストの抑制方法

(2) 提案工期

工期は、技術協力業務において決定する予定であるが、本プロポーザルにおける技術提案等

の作成に当たっては、令和10年9月着工を前提とすること。また、提案工期は原則として4週8閉所を前提とし、施工上重要なマイルストーン（上棟、受電、竣工検査時期、引き渡し等）を明記した工程表を提出すること。なお、提案工期は、貸与資料及び（１）の実施方針の内容に基づく条件を前提として作成するものとし、（３）に掲げる工期短縮提案の内容は反映しないこと。

（３） 工期短縮提案

工期短縮提案は、工期短縮の提案力を評価するものである。（２）に掲げる提案工期を短縮する提案がある場合に、短縮期間、コストの増減額、短縮方法を明記の上、工期短縮後の工程表を作成し提案すること。なお、工期短縮提案は複数提案することができる。また、コストの増減に応じた提案方法は、以下のとおりとする。

- ① 工期短縮によりコストが増加する提案については、（３）のみで提案すること。
- ② 工期短縮によりコストが縮減する提案については、（３）（４）の双方で提案すること。

（４） 減額提案

減額提案は、基本設計図に対しての減額提案力を評価するものである。以下のとおり作成すること。なお、減額提案金額は、概算工事費見積内訳書において提示した共通費率を用いて算出した共通費、消費税及び地方消費税を含む金額とする。

- ① 減額提案の項目は、減額提案金額が5,000,000円以上とする。
- ② 提出可能な減額提案総額については上限を設けないこととする。
- ③ 減額提案総括表（様式10-3）
提出されたすべての減額提案の総括表として提出すること。
- ④ 減額提案書（様式10-4）
50,000,000円以上となる減額提案については、減額提案ごとにA4、1枚にまとめ提出すること。記載する内容は、次のとおりとする。
 - ア 設計図書に定める内容と減額提案の内容の対比及び具体的な考え方
 - イ 減額提案における概算工事費の減額提案金額
 - ウ 減額提案が採用された場合、スケジュール等に与える影響
 - エ 減額提案が採用された場合、建築計画、外構計画への影響
 - オ 減額提案が採用された場合、留意すべき事項（同時成立しない減額提案番号）及びその対策
 - カ 工業的所有権等の排他的権利（特許権等）を含む減額提案である場合、その取扱いに関する事項

（５） 仙台市内事業者の活用に関する提案

地元企業の成長と技術力向上のため、仙台市内事業者の活用に関し、効果的かつ具体的な取組みについて、以下の①及び②のテーマごとに提案すること。

- ① 市内建設関連事業者の活用方法
- ② 市内事業者からの物品・資材等の調達計画

※市内建設関連事業者及び市内事業者とは、仙台市内に本店を有する企業をいう。

3 技術提案書作成の留意事項

（１） 共通

- ① 技術提案書の右肩に「参加資格確認結果通知書」に記載されている整理番号（全角）を記入すること。

- ② 技術提案書は、それぞれの指定の枚数の範囲内で記述し、合計枚数に応じた通し番号を右肩の欄に記入すること。
- ③ 技術提案書に記載の文字の大きさは10ポイント以上（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りでないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある。）とする。
- ④ 技術提案書に記述した提案は、技術提案書のヒアリング、審査等を通じて評価される。選定された場合には、工事施工予定者（技術協力者）は技術提案書に記述した提案について、技術情報、見積り、見積根拠を提出するものとする。なお、技術協力業務の契約締結後に実施した調査結果や設計の進捗により技術提案の採用に関して疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

（２） 減額提案の具体的な考え方、減額提案書作成の留意事項

- ① 構造、工法、施工方法に関する提案を広く求める。

今回の減額提案の依頼は、基本設計図に対しての減額提案力を評価するものであり、現時点でその提案内容の採否を確定するものではない。実施設計内容が確定していない時期での減額提案であるため、提案の範囲を拡げられ、コスト縮減の効果が期待できると考えている。施工業者独自の技術（免震工法など特許技術を含む。）についても、評定等の申請手続きが未了なため、柔軟に設計への導入が可能である前提とする。

- ② 減額提案書作成の留意事項

原則、本プロポーザル参加者が減額提案を行うことができる範囲に制限は定めないが、基本設計図書における設計コンセプトを踏まえたうえで、施工計画又は調達計画の合理化に資する提案に限るものとする。なお、参考として減額提案対象項目（例）及びその可否は以下のとおりとする。

減額提案対象項目（例）	可	不可	備考
共通			
設計スケジュールに影響を与えるもの	○		
施工スケジュールに影響を与えるもの	○		
建築工事			
配置計画	○		
駐車場の駐車台数	○		駐車台数を増加する提案に限る
駐車場の配置	○		地上と地下間での駐車台数の見直し等
平面計画、面積	○		原則、諸室面積の大幅な増減は不可
大ホール・小ホールの座席数		○	
舞台形式		○	
外装デザイン、外装材の仕様	○		
断面計画	○		
内装材の仕様	○		
スパン割り寸法	○		
構造種別・構造形式	○		

免震範囲、免震装置配置計画	○		現在計画されている防振性能と同等の性能確保が前提
外構工事			
外構計画	○		全面的な中止は不可 代替案は可

4 減額提案書作成の留意事項

- (1) 共通費、消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。
- (2) 減額提案総括表及び減額提案書の右肩に「参加資格確認結果通知書」に記載されている整理番号（全角）を記入すること。
- (3) 減額提案書は、合計枚数に応じた通し番号を右肩の欄に記入すること。
- (4) 減額提案書は、各提案についての具体的な考え方を様式10-4の範囲内で記述すること。なお、文字の大きさは10ポイント以上（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りではない。）とする。
- (5) 減額提案については、その内容が一般的に使用されている場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業的所有権等の排他的権利（特許権等）を有する提案についてはこの限りでない。

5 その他

- (1) 一度提出された書類等の訂正及び差替え等は原則認めない。（ただし、軽微な誤り等を修正するもので、発注者が指示するものは除く。）
- (2) 提出された書類や図書等は、返却しない。
- (3) 発注者は応募書類、添付書類等に関して、他の参加者に知られることのないよう取り扱い、保管するものとする。
- (4) 工事施工予定者（技術協力者）に選定されなかった者の技術提案書等に記載された提案（一般的に使用されている提案を除く。）については、その者の了承を得ることなく、その全部又は一部を採用することはない。
- (5) 本プロポーザルにおいて採用された減額提案については、提案者でなければ設計できない技術、あるいは、設計者が責任を負えない技術がある場合は、計画通知上、提案者をその他の設計者とする。提案者が計画通知上のその他の設計者となりえない事情がある場合には、同技術は採用しない。
- (6) 注意事項
 - ① 技術提案書については審査を公平に行うため応募者が特定できるような表現は避けること。
 - ② 提出書類は、その各項目における必要記載事項又は提案事項がない場合でも提出すること。その場合には、「記載に該当する内容がありません。」又は「記載に該当する提案がありません。」等、それぞれの様式に記載すること。なお、白紙提出とみなされる書類は未提出扱いとなり、参加資格を喪失する場合があるので注意すること。
 - ③ 提出された技術提案書の内容について、事務局から意図を確認するため質疑を行う場合がある。その際は速やかに回答を行うこと。

第6 提案価格（概算工事費見積書及び概算工事費見積内訳書）の提出

1 提出期間、提出書類、提出方法、提出部数

(1) 提出期間

「第1 9 実施スケジュール及び書類の提出方法」の期限までに提出すること。

(2) 提出書類

提案価格の審査に係る提出書類は以下のとおりとし、それぞれ「貸与資料リスト（別紙7）」の資料に基づいて作成すること。

① 概算工事費見積書（様式11）

② 概算工事費見積内訳書（様式12）

(3) 書類の提出方法と提出部数

上記（2）①、②の順にまとめ、計1部を提出すること。

(4) 電子媒体の提出方法と提出部数

上記（2）①、②を記録したDVD-R（1枚）

※エクセル形式（計算式入り）又はワード形式及びPDF形式にて保存すること。

※**第5 技術提案書の提出** 1（2）の提出書類と同じDVD-Rに保存して提出すること。

2 概算工事費見積書作成の留意事項

(1) 消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。

(2) 概算工事費見積書の右肩に「参加資格確認結果通知書」に記載されている整理番号（全角）を記入すること。

(3) 減額提案は概算工事費見積書に反映しないこと。

(4) 価格調整などの一括値引き（出精値引き）は行わないこと。

(5) 提出時点（令和8年11月）における金額として作成すること。

3 概算工事費見積内訳書作成の留意事項

(1) 交付した様式のフォーマットは変更しないこと。

(2) 概算工事費見積内訳書の右肩に「参加資格確認結果通知書」に記載されている整理番号（全角）を記入すること。

(3) 減額提案は概算工事費見積内訳書に反映させないこと。

(4) 「貸与資料リスト（別紙7）」における「参考内訳明細書（金抜き）」は、概算工事費見積内訳書作成に当たっての参考資料として活用すること。なお、「参考内訳明細書（金抜き）」は基本設計図書に基づき作成した参考資料であり、その内容を見積条件として指定するものではない。各参加者は、自らの技術的判断及び知見に基づき、必要に応じて内容の補正又は見直しを行った上で、概算工事費見積内訳書を作成すること。ただし、「サイン工事費の金額」と「土壌汚染対策工事（汚染土処理）の数量」については概算工事費見積内訳書（様式12）に記載の概算工事費作成に係る留意事項を参照すること。

(5) 最終審査結果の通知後、優先交渉権者は発注者の指示に基づき、提案価格の概算工事費見積内訳明細書を速やかに提出すること。

第7 プレゼンテーション及びヒアリング

1 プレゼンテーション及びヒアリングの実施について

- (1) 実施日「第1 9 実施スケジュール及び書類の提出方法」に記載の日程で実施する。
- (2) 本プロポーザル参加者は、提出した技術提案等（技術提案書）及び提案価格（概算工事費見積書及び概算工事費見積内訳書）を用いてプレゼンテーションを行いその後、審査委員によるヒアリングを受ける。
- (3) 実施場所、実施時間、その他詳細については後日、事務局より連絡を行う。また、参加者は、実施設計段階の責任者又は工事施工段階の責任者を含む4名以内とする。
- (4) 実施方法は、審査委員によるヒアリング形式とする。

第8 評価項目及び配点表

1 実績について

- (1) 「実績の評価項目及び配点表（別紙5）」に定める配点に応じた評価点を与える。なお、共同企業体による受注実績の場合、各項目の評価の対象となるのは代表構成員としての実績に限るものとする。

2 技術提案等（技術提案書）について

- (1) 技術提案等（技術提案書）の評価は、審査委員会が行う。提出された技術提案の内容については、プレゼンテーション及びヒアリングで確認したのちに「全体の評価項目（実績評価含む）及び配点表（別紙6）」に定める配点に応じた評価点を与える。
- (2) 技術提案等（技術提案書）の評価点については、各審査委員の評価点の合計を平均して算出する。平均の算出にあたっては、小数点第3位を切り捨て、小数点第2位まで求める。
- (3) 「実施設計段階及び工事施工段階における実施方針」の評価点は、次に掲げるとおりとする。

評価内容	評価点（点）
A：特に優れた提案	配点 × 1.00
B：優れた提案	配点 × 0.75
C：標準的な提案	配点 × 0.50
D：やや劣っている提案	配点 × 0.25
E：評価対象外	配点 × 0.00

- (4) 「提案工期」の評価点は、「実施設計段階及び工事施工段階における実施方針に関する提案」の内容を踏まえた提案工期を対象として評価する。最も短い提案工期を提示した参加者の工期を標準工期として満点を付与し、その他の参加者については、標準工期との差1.0ヵ月につき1点、0.5ヵ月につき0.5点を減点する相対評価方式とする。なお、0.5ヵ月未満の標準工期との差は評価対象としない。
- (5) 「工期短縮提案」の評価点は、次に掲げるとおりとする。なお、同時成立しない複数の工期短縮提案が提出された場合には、審査委員の判断により評価対象となる案が限定される場合がある。

評価内容	評価点（点）
A：特に優れた提案	配点 × 1.00
B：優れた提案	配点 × 0.75

C：標準的な提案	配点 × 0.50
D：やや劣っている提案	配点 × 0.25
E：評価対象外	配点 × 0.00

(6) 「減額提案」の評価点は、次に掲げるとおりとする。

- ① 施工の確実性、安全性及び経済性（工事費等削減効果）を総合的に評価し、審査委員ごとに各提案項目を、「○：優れた提案」、「△：標準的な提案」、「×：評価対象外」のいずれかに区分する。また、各提案項目の減額提案金額に対して、次表に応じた評価金額を算出する。なお、同時成立しない減額提案は、審査委員の判断により評価対象となる案が限定される場合がある。

評価内容	評価金額（億円）
○：優れた提案	減額提案金額 × 1.00
△：標準的な提案	減額提案金額 × 0.50
×：評価対象外	減額提案金額 × 0.00

- ② 評価金額の合計額（以下「評価金額合計」という。）について、評価金額合計が40億円以上となる場合を満点（8点）として、次式により評価点を付与する。小数点第3位を切り捨て、小数点第2位まで求める。

- 減額提案の評価点の算定式（ y ：減額提案の評価点【点】、 x ：評価金額合計【億円】）

$$y = \frac{1}{5}x$$

(7) 「仙台市内事業者の活用に関する提案」の評価点は、次に掲げるとおりとする。

評価内容	評価点（点）
A：特に優れた提案	配点 × 1.00
B：優れた提案	配点 × 0.75
C：標準的な提案	配点 × 0.50
D：やや劣っている提案	配点 × 0.25
E：評価対象外	配点 × 0.00

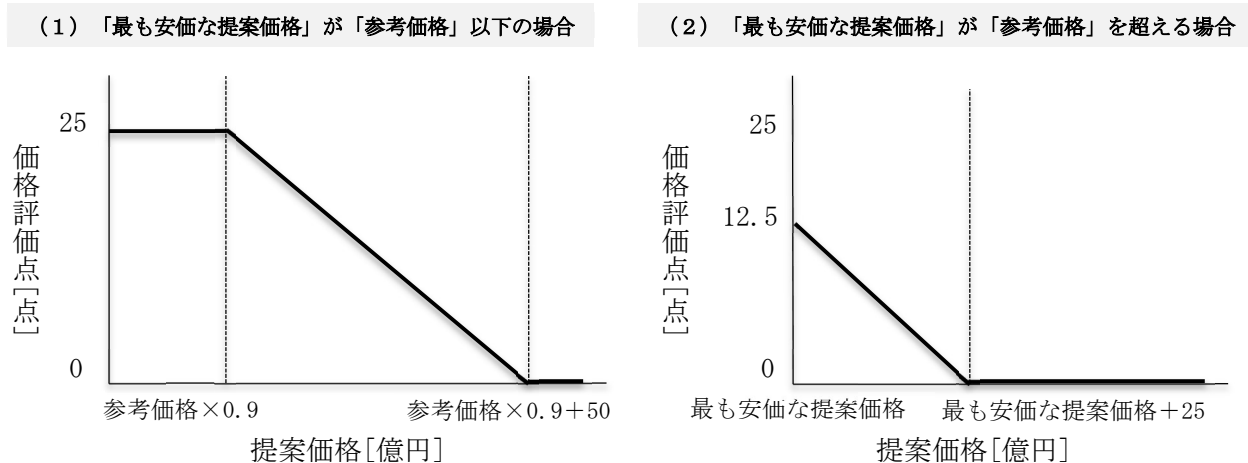
3 提案価格（概算工事費見積書）について

（１） 価格の評価（算出方法）

価格の評価は、参加者より提出された技術提案書のうち概算工事費見積書（様式11）及び概算工事費見積内訳書（様式12）に記載された金額（提案価格）を用い、下記算式（１）又は（２）により評価点を計算する。小数点第３位を切り捨て、小数点第２位まで求めることとする。

提案価格の評価点	（１）「最も安価な提案価格」が「参考価格」以下の場合
	・ 参考価格に 0.9 を乗じた金額以下となる提案価格を提示した参加者の評価点は、満点（25 点）とする。
	・ 参考価格に 0.9 を乗じた金額を超える提案価格を提示した参加者の評価点は、{参考価格に 0.9 を乗じた金額：25 点} と {参考価格に 0.9 を乗じた金額に 50 億円を加えた金額：0 点} を通る直線式により算出される以下の y の値とする。 $y = 25 - \frac{25}{50}(x - k)$ x ：参加者の提案価格【億円】 k ：参考価格に 0.9 を乗じた金額【億円】
	・ 参考価格に 0.9 を乗じた金額に 50 億円を加えた金額以上の提案価格の評価点は 0 点とする。
	（２）「最も安価な提案価格」が「参考価格」を超える場合
	・ 最も安価な提案価格を提示した参加者の評価点は、満点の 1/2（12.5 点）とする。
	・ 最も安価な提案価格を超える提案価格を提示した参加者の評価点は、{最も安価な提案価格：12.5 点} と {最も安価な提案価格に 25 億円を加えた金額：0 点} を通る直線式により算出される以下の y の値とする。 $y = 12.5 - \frac{25}{50}(x - k)$ x ：参加者の提案価格【億円】 k ：最も安価な提案価格【億円】
	・ 最も安価な提案価格に 25 億円を加えた金額以上の提案価格の評価点は 0 点とする。

提案価格の評価点イメージは次のとおりとする。



第9 優先交渉権者の決定

1 優先交渉権者の決定について

- (1) 各評価項目の合計点数が最も高い者について、優先交渉権者としてふさわしいかを審査委員会に諮り、認められた者を優先交渉権者として決定する。なお、総合評価点の最も高い者が2者以上ある場合、このうち概算工事費が最も低い者を優先交渉権者とする。また、概算工事費も同額であった場合は、別途審査委員会での協議の上決定する。
- (2) 最終審査結果の通知は、「第19 実施スケジュール及び書類の提出方法」の該当する期限までに書面により、参加者それぞれに通知するとともに、仙台市ホームページに掲載する。
- (3) なお、優先交渉権者に選定された者は、技術協力業務に係る「業務委託料参考見積書」について、その内訳（任意書式）を作成し、電子メールで令和8年12月2日（水）までに提出するものとする。

第10 基本協定書の締結

1 基本協定書の締結について

- (1) 基本協定書の締結にあたり、発注者、設計者、優先交渉権者は、以下の内容確認を行う。
 - ① 優先交渉権者より提出された概算工事費見積内訳明細書（以下「明細書等」という。）の算出根拠、考え方、妥当性の確認。
 - ② 明細書等に基づく、実施設計着手段階での設計仕様の確認。
- (2) 上記②の確認において、明細書等と想定される設計仕様に相違がある場合は、発注者、設計者、優先交渉権者にて協議し、必要に応じて設計仕様又は明細書等の修正を行う。
- (3) 発注者及び優先交渉権者は、参考価格の金額を基に協議して工事費の協議基準額を定める。技術協力業務の委託契約締結協議が整った後、優先交渉権者は「工事施工予定者（技術協力者）」となる。発注者及び工事施工予定者（技術協力者）は工事実施に向けて技術協力業務を実施することを合意し、その旨を基本協定書に記載する。
- (4) 技術協力業務期間における、発注者からの変更指示、予見不可能な事由に起因する変更、社会経済情勢の変化による工事費増減額の変更については、別途協議するものとする。
- (5) 発注者は、上記（1）～（4）における、確認、協議、合意について、設計者及び優先交渉権者との調整を、CMr とともに行うこととする。

第11 その他

1 失格条項

参加者が次のいずれかに該当した場合、失格とする。

- (1) 提出物に虚偽の記載又は、不正があった場合
- (2) 提出物の作成要領、提出方法及び提出期限を守らなかった場合
- (3) 総合評価点が50点を超えない場合
- (4) 優先交渉権者決定までの間において、参加者が審査委員又は本プロポーザルの関係者に故意に接触し、不正行為を行ったと認められる場合
- (5) その他、審査委員会が不適切と判断した場合

2 参加者数

参加者が1 者の場合でも本プロポーザルは実施する。この場合、技術提案書等の内容を確認の上、問題がなければ審査を行い、審査委員会の議によりその者を優先交渉権者として選定することができる。

3 参加の辞退

本プロポーザルを途中で辞退する者は、「辞退届」（様式13）を提出すること。

4 公表、非公表の範囲

本プロポーザルにおける公表の範囲は、下記のとおりとする。

（1）事後公表の範囲

- ① 本プロポーザルの参加者数
- ② 優先交渉権者及び次点者の名称
- ③ 本プロポーザルの参加者（優先交渉権者及び次点者以外の者はA者、B者等と表記）の評価点（実績、技術提案等、提案価格）、総合評価点、減額提案金額の評価金額合計
- ④ 優先交渉権者の技術提案書の概要版（技術協力業務委託契約締結後に公表予定）
- ⑤ 審査結果の講評（上に同じ）

5 工事施工予定者（技術協力者）の技術提案の履行に関する事項

技術提案等の内容については、発注者と採否の協議をしたうえで、実施設計完了後、工事途中、工事完了後に、それぞれ履行状況の確認を行う。履行確認の方法等については、発注者と工事施工予定者（技術協力者）が協議の上、定めるものとする。

6 リスクの負担、分担

本工事における工事金額の増加等の負担は、以下の表のとおりとする。なお、本表において「受注者」とは、技術協力業務委託契約を締結した工事施工予定者（技術協力者）及び工事請負契約を締結した者をいう。また、仙台市工事請負契約約款（以下「約款」という。）との齟齬がある場合には、約款を上位とする。

リスクの種類			リスクの内容		負担者		備考
					発注者	受注者	
共通	手続き等リスク		プロポーザル時に発注者提示するプロポーザル用資料の誤り	○			
			発注者の帰責事由により優先交渉権者と契約締結ができない、又は手続きに時間がかかる場合	○			
			受注者の帰責事由により発注者と契約が締結できない、又は手続きに時間がかかる場合			○	
	制度関連リスク	法令関連リスク	工事に係る根拠法令の変更、新たな規制の立法等	○			契約前に確認できるものは受注者の負担

			消費税率及び地方消費税率が変更された場合の費用の増加	○		
		許認可等の取得	工事の実施にあたって、受注者が取得すべき許認可等の遅延等による費用の増加		○	
	社会 リスク	住民等の 要望活動	本施設を整備することそのものに対する地域住民の要望活動、訴訟等に関する費用の増加等	○		
			受注者が行う業務全般に起因する地域住民等の要望活動、訴訟等に関する費用の増加等		○	
	環境 リスク	環境の 保全	受注者が行う業務全般に起因する環境問題（騒音、振動、有害物質の排出等）に関する対応		○	
	第三者 賠償 リスク	第三者 賠償	発注者の事由による事故等により第三者に与えた損害（発注者の帰責事由により、通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生等によって第三者に損害を与えた場合を含む。）	○		
			受注者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害（通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生等によって第三者に損害を与えた場合で、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものを含む。）		○	
			本工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動により第三者に損害を及ぼしたとき	△	△	
	経済 リスク	物価の 変動	物価の変動	△	△	契約約款に基づき協議により定める
	債務 不履行 リスク	中止延期	発注者の指示等による本プロポーザルに関連する業務、本工事の中止、延期	○		
			上記以外の事由による本プロポーザルに関連する業務、本工事の中止、延期（不可抗力リスクを除く）		○	
		構成員に 関する リスク	受注者の構成員及び協力会社の業態悪化等に起因し、工事（造成工事含む）の実施が困難となった又は遅延した場合		○	
	不可抗力リスク		暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の自然的若しくは人為的な事象による工事目的物への損害	○		

実施設計段階・工事施工段階	計画・設計リスク	各種調査リスク	発注者が指示した現況図等が現状と著しく異なっていた場合	○		
			受注者が実施した各種調査等に不備があった場合		○	
		設計リスク	発注者が提示した設計に関する与条件又は設計図書関連資料の内容に不備があった場合	○		
			受注者が実施した設計に不備があった場合		○	
		設計変更リスク	発注者の指示により、設計図書関連資料と異なる内容の設計変更を行ったことによる工事の遅延や工事費用等の増加	○		
			受注者の事由によって設計変更したことによる工事の遅延や設計・工事費用等の増加		○	
	用地リスク	用地の瑕疵	用地の土壌汚染、埋蔵物等による計画・設計変更又は工事費用等の増加	○		契約前に確認できるものは受注者の負担
		地盤・地質状況の差異	過去の調査では予見不可能な地質・地盤状況の結果、工法・工期等に変更が生じた場合	○		
	施工リスク	工事完了の遅延	発注者の帰責事由により契約期日までに施設整備が完了しない場合	○		
			受注者の帰責事由により契約期日までに施設整備が完了しない場合		○	
		工事費増減	発注者の帰責事由による工事費の増加	○		
			受注者の帰責事由による工事費の増加		○	
		要求水準等未達	完了検査等において、設計図書関連資料未達の箇所や施工不良部分が発見された場合		○	
		施工による損害	施工により既設建物損傷やインフラ断絶を及ぼした場合の復旧・補修等関連費用		○	
			引渡し前に工事目的物・関連工事に関して生じた損害		○	

○：リスクを負担する。 △：リスクを分担する。